

2 4 地域支援対策

〔現況及び施策の方向〕

「高齢期になっても 健やかに 自分らしく輝き 住み慣れた地域で 安心して暮らし続けることができる 広島県づくり」を基本理念とし、県内 125 全ての日常生活圏域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが包括的に提供される体制を強化させ、県民のニーズに応じた質の高いサービスを提供できる体制を整備していきます。

〔事業の内容〕

1 地域包括ケアの推進

(1) 広島県地域包括ケアシステム強化推進事業（予算額 78,619 千円）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を強化するため、平成 24 年 6 月に設置した「広島県地域包括ケア推進センター」及び県において、適切な役割分担と連携のもと、専門職派遣等により関係団体や市町への支援、助言を行う。

《広島県地域包括ケア推進センターの概要》

委託先	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構
実施場所	広島県医師会館（広島市東区二葉の里三丁目 2 番 3 号）
主な事業	○在宅ケアの推進 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議運営支援、地域リハビリテーションの推進、自立支援型ケアの促進など ○専門相談 認知症介護・高齢者権利擁護に関する相談対応など

〈上記と関連した主な取組〉

ア 地域包括ケアシステムの構築

県内の日常生活圏域を類型化（大都市型、都市型、団地型、中山間地域型、島嶼・沿岸部型）し、平成 26 年度からは毎年度、日常生活圏域の中から集中支援を行う圏域を選定し、県地域包括ケア推進センター、県本庁及び県保健所が一体となって、専門職派遣等による集中支援を行った結果、平成 29 年度末に、県内 125 全ての日常生活圏域で地域包括ケアシステムが概ね構築された。

イ 地域包括ケアシステムの評価指標の活用

平成 26 年度に地域包括ケアシステムの評価指標の作成を試み、①医療、②介護、③保健・予防、④住まい・住まい方、⑤生活支援・見守り等、⑥専門職・関係機関のネットワーク、⑦住民参画（自助・互助）及び⑧行政の関与・連携の 8 つの分野を、「定量」と「定性」的な項目により評価を行う手法を開発した。（平成 28 年度には評価シートを一部改訂し【確定版】とした。）

さらに、平成 30 年度に新たに設定した評価基準（試行版）による評価結果及び市町等からの意見を踏まえ、評価指標及び評価方法の見直しを行い、「コアコンセプトに基づく地域包括ケアシステム評価指標」を作成した。（令和元年度評価から適用）

圏域の取組・進捗状況を把握するとともに、市町が評価指標を活用しながら関係者と協議し、自ら構築状況を確認・検証していくよう支援する。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地区医師会や地域の中核病院を拠点とし在宅医療の推進拠点を整備してきた(平成 25 年度及び平成 26 年度補助事業)。この取組などを基盤に、医療機関と介護サービス事業者などの多職種連携が、円滑に図られるよう推進する。

また、県医師会と協力して、新たに在宅医療に取り組む医師、介護支援専門員、訪問看護師、介護職員等に対し、在宅医療を推進する上で直面する困難事例に対して、座学・グループワークで対処方法を学ぶノウハウ連携研修の実施や在宅医療に関する啓発ツール作成による県民への普及啓発を実施する。

(3) 総合事業・生活支援体制整備の推進

ア 介護保険法改正により、要支援者に対する予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町が実施主体の地域支援事業(新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新しい総合事業」という。))へ移行した。新しい総合事業の法施行期日は平成 27 年度からであるが、各市町が条例で定めることにより平成 29 年 4 月まで実施を猶予できるとされていた。平成 29 年 4 月からは県内全市町で新しい総合事業を開始している。

市町が円滑かつ効果的・効率的に新しい総合事業を実施できるよう、実務的な研修会を実施する等の支援を行う。

イ 市町において生活支援サービスの体制整備を促進する事業を円滑に実施できるよう、生活支援コーディネーター指導者養成中央研修修了者等を市町に派遣するとともに、「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の養成及び育成を支援する。

(4) 介護相談員の育成

介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護相談員を育成する市町を支援する。

2 認知症対策の推進(予算額 33,934 千円)

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができるよう、「第 7 期ひろしま高齢者プラン」に掲げる「地域での生活を支援する医療サービス提供体制の充実」、「質の高い介護サービスの提供と基盤整備の推進」、「若年性認知症支援体制の構築」などの認知症施策に係る取組の方向性に沿い、認知症の人と家族を支える地域支援体制の構築と充実を促進するための総合的な認知症対策を推進する。

(1) 認知症にやさしい地域づくり支援事業(予算額 14,767 千円)

県民に対し、認知症の理解促進を図るため、世界アルツハイマーデー(9月21日)からの一週間を「オレンジリング週間(認知症理解促進強化週間)」として位置付け、オレンジリング・イベント等を開催するとともに、認知症対策の総合的推進に資するため、有識者等から多角的・総合的見地から意見を聴取する「認知症地域支援体制推進会議」を開催する。

また、若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるよう、平成 29 年 10 月に設置した若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援、若年性認知症自立支援ネットワークの構築、若年性認知症自立支援ネットワーク研修を実施する。(平成 19 年度創設)

(2) 認知症医療・介護研修事業（予算額 17,963 千円）

認知症の早期診断の推進と適切な医療の提供や、認知症ケアの質の確保と向上を図るため、病院の医療従事者や、介護保険施設等の認知症介護従事者等に対して、認知症に関する研修を実施するとともに、市町の地域支援事業（認知症総合支援事業）の従事者を養成するための研修を実施する。（平成13年度創設）

事業名	事業内容
認知症介護実践研修	認知症介護の基本知識等の修得を図る「実践者研修」、「実践リーダー研修」
広島県認知症介護アドバイザー養成研修	認知症介護に関する地域での身近な相談役を養成するため、上記「実践リーダー研修」に認知症介護アドバイザー養成課程を追加して実施する研修
認知症介護指導者養成研修	認知症介護実践研修等の講師等の役割を担う認知症介護指導者を養成するための研修とその修了者を対象としたフォローアップ研修
地域密着型サービス指定要件研修	「認知症対応型サービス事業管理者研修」、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」及び「認知症対応型サービス事業開設者研修」
認知症介護基礎研修	認知症介護に必要な基礎的な知識・技能の修得を図る新任の介護職員等を対象とした研修
認知症初期集中支援チーム員研修	認知症が疑われる時点で、訪問等による早期対応・支援を行う「認知症初期集中支援チーム」（市町事業）のチーム員を養成するための研修
認知症地域支援推進員研修	認知症患者やその家族への相談支援や関係機関へのつなぎ等を行う「認知症地域支援推進員」（市町事業）を養成するための研修
チームオレンジ・コーディネーター研修	チームオレンジの整備・活動を推進するために市町が配置する「コーディネーター」（市町事業）を養成するための研修
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	認知症ケアの原則や留意点等の修得、医療と介護の連携の重要性等への理解促進を図る一般病院等の医療従事者を対象とした研修
かかりつけ医認知症対応力向上研修	認知症診療に関する基本知識や、患者本人と家族を支える社会資源や方法等の修得を図る診療所等の主治医を対象とした研修
認知症対応力向上研修（歯科医師、薬剤師、看護職員）	認知症への適切な対応法の修得等を行う「歯科医師認知症対応力向上研修」、「薬剤師認知症対応力向上研修」、「看護職員認知症対応力向上研修」

(3) 認知症地域連携促進事業（予算額 1,204 千円）

認知症の人に適切な医療とケアを提供できるよう、医療・介護の関係者が連携して認知症患者の情報を共有する地域連携パス「ひろしまオレンジパスポート」（ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）の活用を含む。）の利用促進及び拡大を図るための支援等を実施する。（平成24年度創設）

3 民生委員児童委員協議会活動への援助

広島県民生委員児童委員協議会及び各地区民生委員児童委員協議会に対し活動費を助成し、民生委員児童委員活動の充実強化に努める。（民生児童委員研修等事業費補助金：昭和52年度創設、民生委員協議会運営費県費負担金：昭和48年度創設）

第1表 民生委員・児童委員活動に対する補助等の状況

区分	(単位 千円)		
	令和3年度	令和2年度	令和元年度
県民児協補助	2,286	2,286	2,286
地区民協運営費補助	25,748	23,699	23,689

（民生委員・児童委員の報償費の支払いについては、平成17年度から順次市町へ権限移譲移譲事務交付金 民生委員・児童委員1人当たり年額60,200円 負担割合 県10/10 呉市が平成28年4月1日付けで中核市に移行）

第2表 民生委員・児童委員定数の推移

(単位 人)

区 分	県 分	広島市分	福山市分	呉市分	合 計	摘 要
令和元年12月1日	2,540 (203)	1,985 (203)	887 (68)	633 (52)	6,045 (526)	一斉改選
平成28年12月1日	2,539 (203)	1,971 (202)	887 (69)	633 (52)	6,030 (526)	一斉改選
平成28年4月1日	2,530 (203)	1,964 (200)	887 (69)	633 (52)	6,014 (524)	呉市が中核市に移行
平成25年12月1日	3,163 (255)	1,964 (200)	887 (69)	—	6,014 (524)	一斉改選
平成25年4月1日	3,144 (250)	1,964 (200)	887 (69)	—	5,995 (519)	古田地区2名増, 五日市南地区1名増
平成24年4月1日	3,144 (250)	1,961 (200)	887 (69)	—	5,992 (519)	安佐南区伴地区2名増, 安佐北区落合地区1名増, 口田地区1名増, 佐伯区五日市南地区1名増
平成23年4月1日	3,144 (250)	1,956 (200)	887 (69)	—	5,987 (519)	安佐南区安地区1名増, 安佐北区真亀地区1名増, 三入地区1名増, 安芸区瀬野地区1名増
平成22年12月1日	3,144 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,983 (519)	一斉改選
平成22年4月1日	3,142 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,981 (519)	東区牛田地区の区域2分割により主任児童委員2名増, 西区古田地区2名増, 安佐南区大町東地区1名増, 山本地区2名増, 安芸区矢野地区の区域2分割により2名増及び主任児童委員1名増, 佐伯区湯来地区の区域2分割により主任児童委員2名増
平成21年4月1日	3,142 (250)	1,940 (195)	887 (69)	—	5,969 (514)	安佐南区原地区1名増, 大塚・伴南地区1名増
平成20年4月1日	3,142 (250)	1,938 (195)	887 (69)	—	5,967 (514)	安芸区瀬野地区1名増, 矢野地区2名増
平成19年12月1日	3,142 (250)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (514)	一斉改選
平成19年4月1日	3,142 (257)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (521)	安佐南区沼田地区の区域3分割により主任児童委員4名増
平成18年3月1日	3,142 (257)	1,931 (191)	887 (69)	—	5,960 (517)	神辺町が福山市と合併, 主任児童委員4名増
平成17年4月25日	3,236 (260)	1,931 (191)	789 (62)	—	5,956 (513)	湯来町が広島市と合併
平成17年2月1日	3,267 (262)	1,900 (189)	789 (62)	—	5,956 (513)	沼隈町が福山市と合併
平成16年12月1日	3,302 (264)	1,900 (189)	754 (60)	—	5,956 (513)	一斉改選
平成15年4月1日	3,342 (281)	1,898 (187)	754 (60)	—	5,994 (528)	旧新市町の区域2分割により主任児童委員1名増
平成15年2月3日	3,342 (281)	1,898 (187)	753 (59)	—	5,993 (527)	内海町, 新市町が福山市と合併

(注) () 内は, 主任児童委員数で内数である

